

## 新庁舎整備事業の進捗について



問合せ 新庁舎整備室 (☎ 0739-34-3336)

### ▼建設中の店舗・駐車場棟



### 店舗・駐車場棟の整備状況について

新庁舎の公用車等の駐車場と地域の皆さんの日常の買い物の利便性を確保するため、オークワ社が施主となつて店舗・駐車場棟（4階建）の整備を進めています。1月から着工しており、令和2年度末の完成予定です。

市は、完成後に3階から屋上階までの145台（公用車等119台、来庁者用26台）の駐車場部分を購入します。  
なお、店舗・駐車場棟の2階と新庁舎の4階を歩道橋で接続する計画で、歩道橋は庁舎の建設と併せて整備します。

### 新庁舎の整備スケジュール

現在、新庁舎の実施設計に取り組んでおり、本年9月の完了を目指しています。店舗・駐車場棟が完成後、約1年かけて現店舗の解体を行い、その後、約2年間で新庁舎を建設する計画です。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現店舗営業					
	店舗・駐車場棟建設	新店舗営業			
基本設計・実施設計		入札	現店舗解体	新庁舎建設	

◀今後のスケジュール

## 縦覧帳簿等の閲覧ができます



問合せ 税務課 資産税係 (☎ 0739-26-9921)

「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

☎ 4月1日(水)～30日(木)

場上記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）

### ■縦覧制度とは

納税者の皆さんが土地や家屋の評価額を比較し、自らが所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかについてご確認いただくための制度で、不明な点があれば説明を求めることができます。ただし、自らが所有する

以外の土地や家屋の評価内容は、個人情報保護の観点から詳細にご説明することはできません。

### ■縦覧できる方

- ◆市内に所在する土地及び家屋の固定資産税の納税者
- ◆納税者と同一世帯の親族
- ◆納税管理人として届出されている方
- ◆納税者の代理として委任状等を提示した方

◆法の規定により管財人や管理人等に選任された方

【令和2年度 固定資産課

税台帳等の閲覧及び証明】  
☎ 4月1日(水)～

場上記又は各行政局住民福祉課、各連絡所（証明書の交付のみ）

### ■閲覧等のできる方

- ◆所有者（納税者）
- ◆納税管理人として届出されている方
- ◆所有者（納税者）の代理として委任状等を提示した方
- ◆借地人及び借家人
- ◆令和2年1月2日以後に新たに所有者となられた方や、法の規定により管財人や管理人に選任された方

※閲覧等は、現年度分及び過年度4か年度分に限ります。また、閲覧等に関しては縦覧制度とは異なるため、同一世帯の親族の方であっても、所有者（納税者）からの委任状が必要となります。

### 【共通事項】

窓口に来られる方は、マイナンバーカードや運転免許証等、本人確認ができるものをお持ちください。

※固定資産の所有者（納税者）以外の方は、他にも必要書類等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。